

衆議院 労働委員會議録 第十一号

昭和二十四年四月二十八日(木曜日) 午後零時七分開議

出席委員

委員長 倉石 忠雄君

理事 三浦寅之助君 理事 福永 健司君

理事 前田 種男君 理事 川崎 秀二君

理事 春日 正一君 理事 島田 末信君

大橋 武夫君 小淵 光平君

佐藤 親弘君 篠田 弘作君

塚原 俊郎君 松野 頼三君

青野 武一君 大矢 省三君

土橋 一吉君 石野 久男君

出席國務大臣 鈴木 正文君

出席政府委員 山崎 岩男君

(職業安定局長) 齋藤 邦吉君

(労働事務官) 齋藤 邦吉君

(失業保険課長) 龜井 光君

(労働事務官) 龜井 光君

委員外の出席者 専門員 濱口金一郎君

本日の會議に付した事件

失業保險法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七二号)

職業安定法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七五号)

緊急失業対策法案(内閣提出第八六号)

労働者災害補償保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一三三号)

倉石委員長 これより會議を開きます。

前会におきまして職業安定法の一部

第一類第十五号 労働委員會議録

第十一号 昭和二十四年四月二十八日

を改正する法律案、緊急失業対策法案、労働者災害補償保險法の一部を改正する法律案、右三案の質疑を終了いたしましたので、三法案を一括議題に供し、討論に入ります。討論は通告順に行います。三浦寅之助君。

三浦委員 だいたい上程になつてお

ります職業安定法の一部を改正する

法律案、緊急失業対策法案、労働者災

害補償保險法の一部を改正する法律

案、以上三案は原案通り賛成いたしま

す。但しこの際希望を申し上げておき

たいと思ひます。今後の社会情勢に應

じまして、失業者が相当多量に出るこ

とを考へるのであります。そうい

う際においては、政府当局におきまし

て緊急対策を講じまして、それに適應

するところの適當なる処置を講ぜられ

るように希望いたしておきます。

倉石委員長 青野武一君。

青野委員 緊急失業対策法案と、職

業安定法、労働者災害補償保險法の三

つが討論の対象になつております。こ

が、私たちはこの法案の重大性にかん

がみまして、この立法には原則として

賛成であります。條文の内部をし

さいに検討してみますと、字句あるい

は法文の精神において、非常にわれわ

れと意見を異にするところがたくさん

あるのであります。

第一は、第九條の失業対策事業の費

用であります。これは八億八百余万円

を計上されておりますが、この程度

では緊急失業対策はほとんどでき得な

おりますが、急速にこの予算措置、つ

まり補正予算を出してもらひまして、

いつでも大量の失業者を緊急に救済す

る方法を講じてもらひ、努力して、

予算を十分にとるために、努力しても

らいたいということを、われわれは強

く要望するものであります。

その次第十條の二項に、労働大臣が

失業者の賃金を決定することが規定し

てあります。また同一地域で、同一職

種である労働者に支拂われおる賃金

より、失業者に支拂われおる賃金は、

その五分を引いて、いわゆる普通支拂

られる労働賃金より安いものを支給す

る点に至りましては、これは職業安定

局長の答弁も聞いたのであります。こ

れどもはこの点に納得が行かないので

あります。固定した工場に働いておる

労働者が、失業対策事業に欣然として

参加するということは、常識上考へら

れません。そこで固定した会社、工場

に働いておる労働者と大差のない賃金

を支給することが、当然であると考え

ております。第十一條の雇入れを拒

否する條項であります。公共職業

安定所が責任を持つて紹介した失業者

を、事業主体がこれをその能力から見

て拒否する。これは非常に重大な問題

であります。私もみずから経験を持つ

者が、大量に失業者の群れに追い落され

て行くことを予想しますがゆゑに、

そういう立場に立つた人々は、よし公

共職業安定所の門をくぐつて、失業救

済事業に従事することになりまして

も、たとえば筑豊炭田、あるいは北九

州、福岡縣の常磐炭田におきまして

も、おそらく事業主体が巧妙な方法に

よつて、失業者を使うことを拒むであ

らうということ、想像し得るのであ

ります。この点につきましては労働大

臣は、さようなことは断じてありませ

んという答弁でありましたが、これは

予想し得るのであります。この点につ

きましては労働者のサービス省であ

ります。労働者が責任を持つて、よし反動

的な事業主体がさういう行爲に出まし

ても、これこそ不当労働行爲でありま

すがゆゑに、断固嚴罰をもつて臨み、

さようなことのないようにわれわれは

希望してやまないものであります。あ

るいは職業安定法の一部を改正する法

律案にいたしまして、労働者災害補

償保險法の一部を改正する法律案に

いたしまして、條文を讀んでみますと

いろ／＼箇所に不備な点がありま

すが、先ほども申しましたように、こ

の三法案は保護立法であります。た

めに、一日も早くこれが成立をわれわ

なお労働省の出先官廳であります

労働基準監督局、あるいは婦人少年局

の出先、あるいは公共職業安定所等の

関係者が、往々にして官僚的な態度を

もつて失業者諸君に臨んでおる、労働

階級の諸君に、常に官僚的な態度をも

つて不親切に臨んでおる点は、労働省

の責任において、あくまでも是正し

てもらいたいというを、私どもは強く要

求するものであります。

従つて以上緊急失業対策法案、職業

安定法の一部を改正する法律案、労働

者災害補償保險法の一部を改正する法

律案の三案につきましては、ただいま

申し上げましたような第九條、第十

條、第十一條その他不備な点について

は、運用にあつて善処してもらつてこ

とを強く要求いたしました。社会党と

いたしましては、このわれわれの要望

を委員長報告の文案の中に十分取入

れ、そして本會議に報告を願ひたいの

であります。社会党といたしまして

は、以上の要望をつけ加えて、原案に

賛成することにいたす次第であります。

倉石委員長 川崎秀二君。

川崎委員 だいたい討論の対象とな

つております三案に対して、第九

九控室民主党を代表して、賛成の意見

を申し述べたものであります。労働者

災害補償保險法の一部を改正する法律

案、職業安定法の一部を改正する法律

案は、ただいま民主自由党並びに社会

党の代表者が申されました趣旨と、ほ

ほ同様の考えをもちまして、賛成の意

見を述べたものであります。

倉石委員長 川崎秀二君。

川崎委員 だいたい討論の対象とな

つております三案に対して、第九

九控室民主党を代表して、賛成の意見

を申し述べたものであります。労働者

災害補償保險法の一部を改正する法律

案、職業安定法の一部を改正する法律

案は、ただいま民主自由党並びに社会

党の代表者が申されました趣旨と、ほ

ほ同様の考えをもちまして、賛成の意

見を述べたものであります。

倉石委員長 川崎秀二君。

川崎委員 だいたい討論の対象とな

つております三案に対して、第九

九控室民主党を代表して、賛成の意見

を申し述べたものであります。労働者

災害補償保險法の一部を改正する法律

案、職業安定法の一部を改正する法律

案は、ただいま民主自由党並びに社会

党の代表者が申されました趣旨と、ほ

ほ同様の考えをもちまして、賛成の意

見を述べたものであります。

倉石委員長 川崎秀二君。

を表するものであります。緊急失業対策法案は、法律そのものとしては、今日の時期において適当な法律だと思えます。失業問題は、今や日本経済の新しい再編成期において、最も重要な問題として登場して参つておるのであります。私は、戦争は現代文明下におけるところの最大の罪悪であり、同時に平和時における最大の罪悪は、人間生活を危殆に瀕せしむるという意味で、失業問題であるという考え方を持っております。企業整備、行政整理の強行をしなければ、日本の経済は立ち直らない。新しい国際経済に参加するため、当然行わなければならない。当然行わなければならない。これに伴つて起るところの失業者の増加というものは、われわれ政治家にとつて、最も関心を要する問題であると思つておられます。ドッジ・ラインの示すところによつて当然長期経済計画は変更をされなければならぬ。しかるに、まだに安本長官は、本会議、委員会を通じて長期経済計画に対する修正の内容を具体的に示しておられないこと。――近來労働者が経済の実態について深き関心を有し、生産の増加こそ、日本経済を立て直して行く唯一の道であるというのを自覚いたしておられます。特に長期経済計画の生産の数字が、つきり現われぬという点について、私は非常に遺憾の意を表するものであります。この問題と並行して、おそらく長期経済計画の中に失業対策は大きく反映をし、そうして着実に解決をされて行かなければならぬと思つておられます。労働大臣は、本会議並びに委員会を通じて、失業問題は終局的には、國民経済の中における

新しい雇用量の増加ということが、決定をするものであるという言葉を、好んで使つておられますが、私はその終局的な解決方法については、同感の意を表しつても、その過程におけるところの收拾方策を、いかに具体的に展開して行くかという点に關して、今日緊急失業対策法ができて、その内容に盛り込まれるところの対策がなければ、佛つづつて魂入れずという形になりますので、これらの点については、政府はすみやかに実質的な失業対策を立てなければならぬ。これらの問題を委員長報告の中に強く反映をいたしました。と、本案に賛成の意を表するものであります。

○倉石委員長 春日正一君。

○春日委員 共産党を代表してこの職業安定法の一部を改正する法律案、緊急失業対策法案、それから労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の三案に対して、反対の意見を表明するものであります。

職業安定法の一部を改正する法律案についてみますと、大体改正の主になつておられるところは、学校における職業の紹介を学校長に十分やらせるといふ趣旨、それから労働者の作業訓練に対して、労働者が特別に訓練された指導官を派遣するといふような点が、主になつておられるのでありますけれども、大体学校の教員に職業のあつせんをやらせるといふことは、決して好ましいことではない。しかし現在の状態は、職業安定所が手が足らぬといふことで、何かあつせんしなければならぬといふことは、実情においては学校でも今までやつて来ておるから、これだけの

点について特に取上げて反対というわけではないけれども、しかし学校の方でも教員が整理され、受持の児童の数が多くなるという状態で、非常に労働が過重になつておるときに、さらに職業紹介の仕事まで学校に押しつけるといふこと、それと一方では、この職業紹介機關であるところの職業安定所についても、人員の整理が傳えられたいという状態を考へてみると、これは一口に言つて、労働者で職業安定関係者を首切つて、そのしりぬぐいを学校にさせようといふ結論になつて来る。そういうやうなことから来るいさゝかな弊害、たとへば特定の職業係を置くために、学校に一種のポストができて、いろいろの情実が発生する。あるいは学校に職業紹介をまかせると、職業安定所の方では学校にやらせるからといふことで、おつづけごつこをするやうな弊害も出て来るおそれがある。さらに職員給與の問題ですが、労働省の予算を出すべきものを、現在少い文部省の予算の中で、教員の奉仕的な仕事としてしられて行かなければならぬといふ点を考へてみると、やはりこういう点を考へてみればならぬ。それからさらさら職業補導は無料でやるといふように法律ではなつておられますけれども、しかし生活の保障がないために、實際の補導所の利用といふことは非常に率が高い。むしろ生活費の保障をやつて、十分補導所を利用できるように改正すべきであつて、こういう点が改正点に盛り込まれていない。それから補導員を職場に派遣するといふ点は、質問においても技術の指導といふように答へておられますけれども、しかし組長の技術といふものは、労働管理の技

術である。そういうことに労働者が人を養成して派遣するといふことになる。いろいろの弊害が出て来る。意味で、こういうような改正に対しては、賛成できない。こういう点からこゝれは反対するわけです。

それから緊急失業対策法の方は、趣旨としては大体私も今失業が出て来るという目先の問題としては、異議はないのでありますけれども、先ほど來多くの人から言われているように、予算の裏づけがない。これは労働大臣の方から何としても捻出するといふお話なので、この点だけではまだ問題はないのでありますけれども、たとへば第十條、第二項の賞金額を低くする。これは失業者の救済だから、低くしなければいけません。低くすれば、一應はあるやうでありますけれども、現在の賞金は決して十分な賞金ではない。實際それだけの賞金でも足りないといふのが実情です。そういうときに、一般よりも低くするといふことになりますと、失業対策をやつても、そういう効果は非常に減殺される。だから十條二項はやはり削除する。それから十一條の雇入れ拒否の條項、これも濫用されるおそれがあるから、削除したいといふ條項が入つておる以上、賛成はできない。

それから労働者災害補償保険法でありますけれども、この改正の中で大体読んでみますと二十八條で保険料金が、延滞料、あるいは納期の指定といふように、最近の経営の困難から保険料金を滞納するといふ問題に対して、取立てを強化して行くといふ面がほと

んど改正の中身であつて、ただ改正されたといふ言葉をそのまま使えるものは、船舶を強制加入に入れたといふ点にすぎない。従つて現在の労災法の中で特に緊急に改正しなければならぬ問題といへば、たとへば第十七條、第十八條、第十九條のやうな場合でありまして、使用者の責めに帰すべき不実の申告だとか、保険料の滞納、あるいは故意または重大な過失のために保険料を支拂わないときは、保険給付の全部または一部を支給しないことができるといふやうになつておつて、使用者の過失で實際の損害をこうむるのは、労働者になつておる。こういう点がむしろ改正されるべきではないか。あるいは昔から業務上の災害は、公傷といふ言葉でいわれておりました、健康保険で六割もらつておつて、あと四割は会社で補助して、大体公傷の場合は、けがしたその日から全額補償されて休めるといふやうになつておつたのが、最近こういう法律ができたから、六〇%という原則ができたために、けがした者はしかたなしに休むけれども、珪肺のごとき病氣の人は、この六〇%では家族を養つて行けないといふために、倒れるまで働くので、早期治療ができない。だから労働補償法を改正するといふならば、こういう点こそ改正すべきであつて、罰則の強化云々といふことによつて、保険料の滞納を取立てるといふ点は、今さしたつて特に改正する必要はないと思つておる。そういう意味で反対します。

○倉石委員長 島田末信君。

○島田委員 私は民主党の第十控室におる者であります。この際を代表して、ただいま議題になつておるま

す。三案に賛成するものであります。この際いささか所感を述べますならば、まず職業安定法につきましても、そのうちで有料職業紹介所は原則的には認めていないのでありまして、ただ過渡期の補助機関としてこれが運営をやつて行くことになつておりますが、そういう過渡的な必要性から生れておる有料職業紹介所でありまして、有名無実にならないように、その必要性を十分活用して行くためには、当局の配意が特に必要だろうと考へております。この点につきましても、万全の措置をお願いしたいと思ひます。

次に緊急失業対策法案におきましては、いづれ九原則の實施に伴ひましても、あるいは行政整理、あるいは企業合理化、あるいは潜在失業者の顕在化というような各方面から、失業者が非常に増大するであろうという予測は、一般に通ずるところであります。それが、それに対しましては、今日の予算は必ずしも十分とは申されません。これにつきましても今後労働大臣の政治力の發揮に御期待申し上げる次第であります。

次に労災法につきましても、労働者保護立法の精神から申しますれば、結果として現われる労災者の補償、あるいは保護救助という面よりも、未然にこれを防いで、労災者を一人でもなくするというのが、本来の精神であると考えますがゆゑに、労災法の十分なる運営、あるいは活用と同時に、未然に防止する面に十分当局として御努力あらんことを、特に要望申し上げたいのであります。右所感を述べまして、原案に賛成するものであります。

○倉石委員長 石野久男君。

○石野委員 私は労働者農民党を代表しまして、ただいま上程になつております三案のうち、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案に對しましては賛成いたします。緊急失業対策法案及び職業安定法の一部を改正する法律案の両案に對しては反対をするものであります。

まず職業安定法の一部を改正する法律案につきましても、先ほど各委員の申されておきますように、特に有料職業紹介事業に關しましては、本来これは行つてはならないと考へられるのであります。今日この有料職業紹介がなされることに關しまして、多くのその点から來る疑義を持つておる。それからなお学校職業紹介につきましても、いわゆる職業安定所の学校行政に對する、少くともそこから來る干渉が生れ出るといふ疑義を持つておる。これは、私どもとしましては、これに對しましてもつと違つた考へで臨みます。こゝういふふうで考へておるのであります。なお、学校職業紹介に關しましての件につきましても、特にこの六十五條で規定してありますところの刑罰に相當するものが、非常に苛酷であるといふふうで思つておられます。以上のような点、その他いろいろこの法案の中に盛り込んでおられますところの考へ方等につきましても、私どもは原案に對して反対するものであります。

それから緊急失業対策法案につきましても、先に春日委員からも言われておられますように、その法案の第十條及び第十一條におきますところの規定は、削除すべきものであるといふふうで考へておられます。とにもかくにも同

一地域において同一職種に従事する労働者に通常支拂われる賃金の額より低く定めなければならない。といふような規定の仕方については、われわれ労働者の基本的な権利といふ面からいたしまして、どうしても納得が行かないものであります。また職業紹介所が適當なる者として紹介した者が、事業主におきまして、不適當と認められる場合は、これを雇ひ入れることを拒むことができるという考へ方、そのことに關しまして、いわゆる職業選択の自由を奪うといふふうで考へられます。またこのことは、職業安定法の職業紹介事業の持つその趣旨に對しても、相反するものであるといふふうで考へますので、これらの点につきましても、私どもは、第十條、第十一條は削除されるべきであるといふふうで考へられます。なおまたこの法案の設定される緊急性、今日における妥當性は認められるのであります。それに對して今日政府のとつておられます予算の面におきましても、非常に不十分なものがござります。失業対策費としての八億八千餘万円という額が、非常に僅少であるといふことは、各党の議員が認められるところでございます。われわれはこれらの点についても、非常に不満を持つておられます。以上のような観点から、緊急失業対策法案に對しまして、わが党としましては反対の意思を表明するものであります。

○倉石委員長 これにて討論は終局いたしました。

○倉石委員長 起立多数。よつて本案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○倉石委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。

○倉石委員長 御異議なければ、委員長にてさうにとりはからいます。なお失業保険法の一部を改正する法律案の審議は、次会に延期いたします。

本日これにて散会いたします。次会は明後三十日午前十時より開会いたします。

午後零時三十分散会

〔参照〕
職業安定法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に關する報告書
緊急失業対策法案(内閣提出)に關する報告書
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
(都合により別冊附録に掲載)

〔賛成者起立〕
○倉石委員長 起立多数。よつて本案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
○倉石委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。

○倉石委員長 御異議なければ、委員長にてさうにとりはからいます。なお失業保険法の一部を改正する法律案の審議は、次会に延期いたします。

昭和二十四年六月十四日印刷

昭和二十四年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局